

兵庫県建設リサイクルガイドライン

平成29年8月改訂

兵庫県県土整備部

目次

1	兵庫県建設リサイクルガイドラインについて	p 1
2	建設リサイクル関係書類の作成について	
	1) リサイクル関係書類の作成について[土木工事]	p 4
	2) リサイクル関係書類の作成について[建築工事等]	p 5
3	各様式について	p 6
	説明書表書(様式1)	p 7
	説明書資料(様式1-1)	p 8
	別紙(様式1-2)	p 9
	法13条書面(様式2-1~2-3)	p 10
	法13条書面の裏紙(様式2-4)	p 13
	通知書表書き(様式3)	p 14
	再生資源利用計画書(様式4-1)	p 15
	再生資源利用促進計画書(様式4-2)	p 16
	告知書表書(様式5)	p 17
	再生資源利用実施書(様式6-1)	p 18
	再生資源利用促進実施書(様式6-2)	p 19
	リサイクル阻害要因説明書(様式7)	p 20
	再資源化等報告書(様式8)	p 22
	建設資材廃棄物引渡完了報告書(様式9)	p 23

1. 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて

(1) 目的

「近畿地方における建設リサイクル推進計画」における目標値（以下「目標値」という。）を達成するためには、事業の初期段階からリサイクルにかかる検討・調整を行うとともに、実施に至る各段階において、その検討・調整状況を把握・チェックしていくことにより、公共工事発注者の責務としてリサイクル原則化ルール of 徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインにおいて、リサイクルにかかる検討・調整事項や再生資源利用計画書等の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の各執行段階での、具体的な実施事項をとりまとめた。

(2) 対象事業

県土整備部所管の全ての事業（受託事業を含む）を対象とする。

(3) 実施事項

1) 計画・設計、積算段階

対象事業を実施する機関（以下「発注機関」という。）の工事担当者は、リサイクル原則化ルール徹底による目標値の達成に向け、計画・設計、積算の各段階で、以下の検討・調整を行う。

建設廃棄物等の発生抑制や減量化に資する計画・設計内容の見直しや建設副産物の現場内利用を検討する。

建設副産物の再生利用を促進するため、土砂・砕石等再生材利用を検討する。

建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた流用調整を行う。

2) 契約段階

対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、リサイクルの実施状況を把握するため、直接工事を請け負う建設工事業業者（以下、「元請業者」という。）に対し、以下の書類の作成・提出を指示する。

工事着手前：「再生資源利用(促進)計画書」(様式 4-1、4-2)

工事完了時(再資源化等完了時)：「再生資源利用(促進)実施書」(様式 6-1、6-2)
うち、対象事業が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号)第 16 条の 3 に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告をあわせて周知する。

神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例が適用される。

対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合

発注機関の工事担当者は、同法第12条第1項に基づき、工事契約に先立って、落札者から説明書（様式1及び様式1に示す添付資料）及び知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付とその内容説明を受け、落札者の提示し

た分別解体等の方法等が適切であることを確認する。

3) 施工段階

対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。

工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。

再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書（様式7）を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。

対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合

発注機関の工事担当者は、工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書（様式8）の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。

対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合

発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告（様式9）に産業廃棄物管理票（運搬終了報告・通知）の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。

但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。

(4) その他

工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。

本ガイドラインの策定及び改訂について

平成16年8月1日策定
平成20年3月3日改訂(平成20年4月1日適用)
平成22年6月25日改訂(平成22年7月1日適用)
平成23年4月28日改訂(平成23年5月1日適用)
平成29年7月18日改訂(平成29年8月1日適用)

(5) 各品目におけるリサイクル目標値

各品目におけるリサイクル目標値については、最新の「近畿地方におけるリサイクル推進計画」によるものとする。

(6) 特記仕様書について

【建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合】

(建設副産物対策)

リサイクルの実施状況を把握し、「近畿地方におけるリサイクル推進計画」の推進を図るため、施工段階に応じて以下の書類を作成し、提出すること。

工事着手前：「再生資源利用(促進)計画書」

工事完了時(再資源化等完了時)：「再生資源利用(促進)実施書」

土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。

【建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合】

(建設副産物対策)

建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。

神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例の名称等を記載する。

土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。

2 建設リサイクル関係書類の作成について

(1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時						
詳細設計時						
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)		工事担当者	設計書に添付		建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、 請負金額が500万円(税込み)以上の解体工事を含む場合 の追記有)
2) 工事契約前	説明書(様式1)	説明書資料(様式1-1) 別紙(様式1-2) 工程表(任意様式)	落札者	工事担当者	法第12条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の場合に作成 (告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請 業者に提出)
3) 工事契約時	13条書面(様式2-1~2-4)		契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 省令第4条	
4) 工事着手前	通知書(様式3)	CREDAS(計画書)(様式4-1、4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	
	告知書(様式5) (工事担当者より元請業者 に周知)	通知書(様式3)の表の写し 説明書添付資料(様式1-2、工程表) の写し(工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条第2項	
	CREDAS(計画書) (様式4-1、4-2)		工事請負者	工事担当者	リサイクルガイドライン	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	CREDAS(実施書) (様式6-1、6-2)		工事請負者	工事担当者	リサイクルガイドライン	
	阻害要因説明書(様式7)		工事担当者	設計書に添付	リサイクルガイドライン	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成
	再資源化等報告書(様式8)	CREDAS(実施書)	工事請負者	工事担当者	法第18条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から15日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知)の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長(環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の解体工事を含む場 合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(H12.5)

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(H14.3)

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(県H15.3制定、H19.3改正) 施工区域が政令市(神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市)の場合は各市条例による。

(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時						
詳細設計時						
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分条件等を記載する)		工事担当者	設計書に添付		建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材 (Con、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m ² 以上の建築物の解体工事である場合に追記有)
2) 工事契約前	説明書 (様式 1)	説明書資料 (様式 1-1) 別紙 (様式 1-2) 工程表 (任意様式)	落札者	工事担当者	法第 12 条第 1 項	特定建設資材 (Con、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m ² 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成 (告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請業者に提出)
3) 工事契約時	13 条書面 (様式 2-1~2-4)		契約事務担当者	契約書に添付	法第 13 条 省令第 4 条	
4) 工事着手前	通知書 (様式 3)	CREDAS (計画書) (様式 4-1、4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第 11 条	
	告知書 (様式 5) (工事担当者より元請業者に に周知)	通知書 (様式 3) の表の写し 説明書添付資料 (様式 1-2、工程表) の写し (工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第 12 条第 2 項	
	CREDAS (計画書) (様式 4-1、4-2)		工事請負者	工事担当者	リサイクルドライブ	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注) 技術企画課の依頼に応じて提出 (電子データ)
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	CREDAS (実施書) (様式 6-1、6-2)		工事請負者	工事担当者	リサイクルドライブ	
	阻害要因説明書 (様式 7)		工事担当者	設計書に添付	リサイクルドライブ	計画書と比較して 10%以上下がった場合に作成
	再資源化等報告書 (様式 8)	CREDAS (実施書)	工事請負者	工事担当者	法第 18 条第 1 項	特定建設資材 (Con、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m ² 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告 (様式 9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知) の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長 (環境部局) 工事担当者	条例第 16 条の 3	特定建設資材 (Con、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積が 80 m ² 以上の建築物の解体工事である場合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (H12.5)

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (H14.3)

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 (県 H15.3 制定、H19.3 改正) 施工区域が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

3 各様式について

建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。

(様式1)

説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり
2. 添付資料
 - 説明書資料
 - 別紙(該当工事に必要事項を記載したもの)
 - 工程表(工事着手日及び工程の概略を記載したもの)

(様式1-2 (様式1の別紙))

別紙

建築物の解体工事

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可能 不可能の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込		ト		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込	発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				

建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				

建築物以外の工作物の工事(土木工事等)

工作物の構造(解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工作物に用いられた建設資材の量の見込(解体工事のみ)		ト		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	ト	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				

(様式2 - 1)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事に用)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい) 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい) 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式2 - 3)

法第13条及び省令第4条に基づく書面
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用)

1 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土木	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式3)

()第 号
平成 年 月 日

知事 様
市長 様

兵庫県 県民局長
(土木事務所)

通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、平成 年 月 日に
工事着工しますので、下記のとおり通知します。

記

【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

【問い合わせ先】兵庫県 県民局 土木事務所 課
(住所)兵庫県 市 町 番 号
(TEL)000-000-0000 (FAX)000-000-0000

様式4-1 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事に用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版 -

1. 工事概要

灰色の部分は、記入する必要がありません。

発注機関名	発注機関コード*1	担当者 TEL ()	発注担当者チェック欄	請負会社名 建設業許可または解体工事業登録 会社所在地	大臣 知事	請負会社コード*2	記入年月日	H. 年 月 日
							工事責任者	
							調査票記入者	

表面

工事名	都 道 市 区 府 県 町 村	工事種別コード*3	請負金額 千 百 十 千 百 十 千 百 十 億 億 億 万 万 万 万 万 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み)	右記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 千 百 十 千 百 十 千 百 十 億 億 億 万 万 万 万 万 1万円未満四捨五入 0,000 円 (税込み)	再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日	建築面積 延床面積	階数	地上 階 地下 階	
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	住所コード*4	工期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日	建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい	構造 (数字にをつける)	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 4.コンクリートブロック造 5.木造	2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 6.その他	
						用途 (数字にをつける)	1.居住専用 4.店舗 7.学校	2.居住産業併用 5.工場、作業所 8.病院診療所	3.事務所 6.倉庫 9.その他

2. 建設資材利用計画

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んで下さい。

住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

解体工事については、建築面積をご記入いただくかなくては結構です。

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)			再生資源利用率 B/A×100	
	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第一位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元・施工条件 種類・内容 コード*7 コード*8	再生資材の供給元場所住所 住所コード*4		再生資材の名称 コード*9
特定建設資材	コンクリート			トン				トン	%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン				トン	%
	木材			トン				トン	%
	アスファルト混合物			トン				トン	%
	合計			トン				トン	%
その他の建設資材	土砂			縮めm ³				縮めm ³	%
	砕石			m ³				m ³	%
	塩化ビニル管・継手			kg				kg	%
	石膏ボード			トン				トン	%
	その他の建設資材			トン				トン	%
	合計			トン				トン	%
	合計			トン				トン	%
	合計			トン				トン	%
	合計			トン				トン	%
	合計			トン				トン	%

コード*5
コンクリートについて
1.生コン(バージン骨材)
2.再生生コン(Co再生骨材H)
3.再生生コン(Co再生骨材M)
4.再生生コン(Co再生骨材L)
5.再生生コン(その他のCo再生骨材)
6.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
7.無筋コンクリート二次製品
8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン
4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥処理土 8.再生コンクリート砂 9.山砂、山土などの新材
(採取土、購入土)
砕石について
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい
4.単粒度砕石 5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管 2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード*6
アスファルト混合物について
1.表層 2.基層
3.上層路盤 4.歩道
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.毛地造成用 6.水面埋立用
7.ほ場整備(農地整備)
8.その他(具体的に記入)
砕石について
1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他(具体的に記入)
塩化ビニル管・継手について
1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケブル用
4.農業用 5.設備用 6.その他
石膏ボードについて
1.壁 2.天井 3.その他
その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他
コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン(Co再生骨材H)
2.再生生コン(Co再生骨材M)
3.再生生コン(Co再生骨材L)
4.再生生コン(その他のCo再生骨材)
5.再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)
6.再生無筋コンクリート二次製品
7.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥処理土 8.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他
その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

注1再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入して下さい。

裏面にもご記入下さい

様式4-2 再生資源利用促進計画書 - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地まで記載願います。

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第一位まで	現場内利用・減量		現場外搬出について										再生資源利用促進率 (%)	
		用途 コード*10	利用量 小数点第一位まで	減量法 コード*11	減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに の内容を 付けて下さい	施工条件 コード*12	搬出先場所住所	在所コード *4	運搬距離 km *13	搬出先の種類 *13	現場外搬出量 小数点第一位まで		うち現場内 改良分 小数点第一位まで
特定建設 廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1 公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (柱、梁、ボードなど木製構材 が主要部となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1 公共 民間					km	トン	トン	トン	%
建設 廃棄物	その他がれき類	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生木材B (柱、梁、床材などが主要 部となつたもの)	トン	トン	トン		搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1 公共 民間					km	トン	トン	トン	%
	金属くず	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	廃塩化ビニ ル管・継手	kg				搬出先1 公共 民間					km	kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	紙くず	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	7メット (飛散性)	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	その他の分別 された廃棄物	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1 公共 民間					km	トン		トン	%
	建設発生 土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1 公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1 公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1 公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1 公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1 公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1 公共 民間					km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

16

コード*10

1. 路盤材
2. 裏込材
3. 埋戻し材
4. その他(具体的に記入)

コード*11

1. 焼却
2. 脱水
3. 天日乾燥
4. その他(具体的に記入)

コード*12

施工条件について

- 1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
- 2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
- 3.自由処分

コード*13(詳細は「表1」参照のこと)

【建設廃棄物の場合】

1. 売却
2. 他の工事現場
3. 広域認定制度による処理
4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5. 中間処理施設(サマルリサイクル)
6. 中間処理施設(単焼却)
7. 中間処理施設(単焼却)
8. 廃棄物最終処分場(海面処分場)
9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10. その他の処分

【建設発生土の場合】

1. 売却
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4. 土質改良プラント(再利用工事が決定)
5. 土質改良プラント(再利用工事が未決定)
6. ストックヤード(再利用工事が決定)
7. ストックヤード(再利用工事が未決定)
8. 工事予定地
9. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12. 建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13. 建設発生土受入地(農地受入)
14. 建設発生土受入地(民間土捨て場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進率について

現場外搬出量のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
(建設廃棄物の場合)
1.-6.の合計
(建設発生土の場合)
1.-6.の合計

(様式5)

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

通知書写し

別紙(説明書に添付したもの)

工程表(説明書に添付したもの)

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工 事 名	
工 事 概 要	

・建設資材利用計画

[]内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[100 %]	[100 %]	[100 %]
再生材の供給場所がなくなった			
再生材の供給量が減少した			
再生材の規格が仕様に適合しなくなった			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

・建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[]内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[90 %]	[概ね100%]	[概ね100%]
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値 計画書に比べて10%以上下がった理由	建設汚泥 (%) [%] [95 %]	建設発生木材 (%) [%] [95%以上]	建設混合廃棄物
再利用率の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用率の現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

注) それぞれの品目で、再生資源利用率又は再生資源利用促進率が計画書に比べて10%以上下がった場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に 印を付ける。
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

(様式 8)

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など
再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

(様式9)

建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様
注文者 様

報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m ²
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡数量	

- 注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。
- 2 木くず、がれき類(コンクリートくず)、がれき類(アスファルトくず)及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。